申告時に必要なもの

❶平成19年中の所得があきらかにできるもの

▼給与所得のある人は、給与所得に係る源泉徴収票（原本）

▼公的年金等の所得のある人は、公的年金等に係る源泉徴収票

▼事業（農業等）所得のある人は、収支計算のみになりますので、収支内訳書

❷雑損控除を受けるには罹災証明書「災害等に関連するやむをえない支出」の領収書等

❸医療費控除を受けるには、医師等の領収書（領収書はあらかじめ医療を受けた人ごとに支払った合計金額を算出してください。）

また、介護保険法に規定する指定介護老人福祉施設の施設サービス及び居宅サービスのうち、一定の金額に相当する部分が対象となりますので、その領収書

❹社会保険料控除を受けるには支払証明書（国民年金保険料は支払証明書添付。また、確定申告を役場以外でする人は、国民健康保険税、介護保険料の証明書は、各担当課で発行します。）

❺小規模企業共済掛金控除を受けるには支払証明書

❻生命保険料控除を受けるには生命保険料支払証明書

❼地震（旧長期損害）保険料控除を受けるには地震（旧長期損害）保険料支払証明書

❽寄付金控除を受けるには支払証明書

❾勤労学生控除を受けるには学生証写し

❿住宅借入金等特別控除を受けるには（1年目）

・住民票

・借入金の年末残高証明書

・売買契約書、請負契約書、建築確認通知書の写し

・家屋の登記簿謄本

・借入金に含まれる敷地等の購入にかかる借入金の控除を受ける場合は、その敷地の登記簿謄本、売買契約書

⓫申告書等（確定申告をする人で税務署から用紙が送付されている人は、その申告書や収支内訳書が必要です。それ以外の方については、申告会場にある用紙を使用します。）

⓬印鑑（振替納税を利用される方は本人名義の預金通帳の届出印）

⓭還付を受ける方で口座振替を希望される方は本人名義の預金通帳

○お問い合わせ

・町民税務課　税務グループ　☎(84)1966（直通）

・古河税務署　☎(32)4161

■町県民税・所得税の申告受付　日程表■

会場：役場　第2会議室（2階）

所得税の確定申告

月日	曜日	受付時間	受付対象行政区
2/18	月	午前9時～午後4時	元栗橋
2/19	火	〃	川　妻
2/20	水	〃	小手指
2/21	木	〃	堀之内 新幸谷
2/22	金	〃	小福田 山王山
2/25	月	〃	大福田 山　王
2/26	火	〃	江　川 幸　主
2/27	水	〃	冬　木 両新田
2/28	木	〃	土与部 原宿台

町県民税の確定申告

月日	曜日	受付時間	受付対象行政区
2/29	金	午前9時～午後4時	元栗橋
3/3	月	〃	川　妻
3/4	火	〃	小手指
3/5	水	〃	堀之内 新幸谷
3/6	木	〃	小福田 山王山
3/7	金	〃	大福田 山　王
3/10	月	〃	江　川 幸　主
3/11	火	〃	冬　木 両新田
3/12	水	〃	土与部 原宿台
3/13	木	〃	指定日に申告できなかった人
3/14	金	〃	
3/17	月	〃	

▶指定日に申告できなかった方は、必ず期限内に申告を済ませてください。
▶正午から午後1時までの時間は、受付をご遠慮願います。
▶税務署より、申告日時の指定を受けている方は、役場では受付ができません。（特に譲渡所得のある方はご注意ください。）
▶申告日の月・水・金曜日は税理士による受付も予定しています。

便利で有利な振替納税

■申告所得税

納期限　3月17日(月)

振替納税を利用すると　4月22日(火)

■個人事業税の消費税

納期限　3月31日(月)

振替納税を利用すると　4月24日(木)

※振替納税利用の方は納期限前日までに預金残高の確認をお願いします。

所得税の確定申告書が作成できます！

詳しくは、国税庁HPの［所得税の確定申告書作成コーナー］をご覧ください。

⇒ http://www.nta.go.jp